

新政権の労働政策の方向と企業への影響

2010年1月20日(水) 於：産業貿易センタービル

社団法人 日本経済団体連合会 労働政策本部 本部長 高橋弘行 氏

民主党の鳩山新首相による新しい連立の政権がスタートし、政権交代により労働政策がどのように進展し、ひいては経済界や企業経営にどのような影響を及ぼすのか。総じて企業の負担が増える政策が予想される中、企業側として労働政策等の動向を予見し対策を考えておく必要があることから、経済界をとりまとめる日本経団連の労働政策本部 高橋弘行本部長を招き、労働者派遣制度の見直し動向の例を中心に、雇用保険制度見直しや有期雇用契約法制の動向、最低賃金関係等について解説をいただいた。以下ポイントのみ抜粋。

新政権の労働政策決定の過程と展望

新政権の労働政策決定における基本方針としては、政治主導でマニフェストに基づく三党連立合意の実現を重視している。

最近の労働者派遣制度の見直し動向を例にとると、2009年6月、当時野党であった民主・社民、国民新の三党共同法案がまとまり、特に製造業派遣の原則禁止等が加えられた国会に提出されたが、衆院選に伴い廃案となった。その後、民主党は三党案のエッセンスをマニフェストに掲げ、連立政権の発足にあたり、三党連立政権合意書にも同様の内容がそのまま書き込まれた。

民主党衆議院選挙マニフェスト記載事項

- ・原則として製造現場への派遣を禁止する（新たな専門職制度を設ける）
- ・専門業務以外の派遣労働者は常用雇用として、派遣労働者の雇用の安定を図る
- ・2カ月以下の雇用契約は労働者派遣を禁止（「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止）
- ・派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則確立
- ・「直接雇用みなし制度」の創設



三党連立政権合意書（09年9月9日）

- ・「登録型派遣」は原則禁止で安定した雇用とする
- ・製造業派遣も原則的に禁止する
- ・違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる

連立政権の内部では、2009年秋の臨時国会に三党案を再度提出して早期成立を目指すべきとの強い意見もあったが、公労使三者構成の労働政策審議会（以下、労政審）で審議を行うこととなり、10/7に長妻大臣より諮問がなされた。

労政審での審議の焦点は、2008年秋の臨時国会に提出された自公政府案を所与とし、三党法案の内容をどれだけ加えられるかということであり、年内に取りまとめて通常国会に法案を提出すると強い政治的要請もあった。3か月間、労側と使側の主張はまったく平行線であったが、ギリギリの調整を経て、12/28、登録型派遣と製造業派遣の原則禁止、雇用契約申込のみなし制度創設に反対とする使側少数意見を付す形でやむなく公益委員案を了承した。

今後は、2月に法案要綱の諮問・答申の後、3月

上旬に今次通常国会へ改正法案が提出される予定だが、労政審報告の内容とおりとなるか流動的な面がある。

今回の経緯から分かることは、労働関係の政策は予算的制約が少ないこともあり、マニフェストや政策合意のとおり政策を決定しようとする可

能性があり、労働関係の規制強化の方向がはっきりと見えた。雇用・労働法制等は企業経営だけでなく、労働者にも大きな影響を及ぼすため、現場の実態を熟知した委員で構成される労政審の議を経たうえで、その結論を最大限尊重する姿勢が強く求められると感じている。(文責 事務局)

派遣法改正の全体像

